

## 平成 27 年第 1 回小城市議会定例会提案理由

(平成 27 年 3 月 2 日開会)

議案第 44 号 平成 26 年度小城市一般会計補正予算(第 9 号)は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ 1 億 4,415 万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 214 億 3,028 万円とするものでございます。

補正の内容でございますが、国の補正予算(緊急経済対策)に呼応した事業でございます。

第 2 表 繰越明許費補正は、広報事業から文化財保護事業までの 6 事業につきまして、事業が年度内に完了できない見込みでございますので、地方自治法第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越しするものでございます。

補正の内容についてご説明申し上げます。

まず、第 2 款 総務費につきましては、小城市の目指すべき将来の方向性を検討し、安定した定住人口の確保及び交流人口の増加と地域の活性化を示す長期的なビジョンに立った地方創生の総合的な戦略を策定する「小城市版地方創生総合戦略策定事業」及び小城市の魅力を発信することで交流人口を増やし、地域の活性化を目指す「小城市まるごと情報発信事業」などを計上しております。

第 7 款 商工費では、ラジオを活用して、市の観光

や特産物、イベント等の情報を発信することで、小城市の魅力を PR する「ふるさと“小城”魅力発信事業」及び、小城市内における消費喚起や生活支援策としてプレミアム付商品券を発行し、地元消費の拡大、地域経済の活性化を図る「プレミアム付商品券発行事業」などを計上しております。

第 10 款 教育費につきましては、地域の貴重な歴史的建造物を活用した起業モデルを提示することにより起業する人材の発掘支援を行う「歴史的建造物活用事業」を計上しております。

歳入については、各種事業に伴う国庫支出金を計上しております。